

静岡県告示第448号

静岡県建築基準条例第10条の2第1項に規定する知事が定める基準（平成29年静岡県告示第219号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月6日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
1 次に掲げる基準に適合すること。 (1)～(4) (略)	1 次に掲げる基準に適合すること。 (1)～(4) (略) (5) <u>CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成28年4月1日国土交通省告示第611号）第8第1項第5号の計算においては、同号イの計算方法により得た数値に、1.2を乗じなければならない。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。